

令和5年第3回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

令和5年9月7日（木曜日） 午前10時開議

---

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総務課長代理	関内 秀博	企 画 財 政 課 長	残間 文広
総務課長補佐			
住 民 生 活 課 長	早坂紀美江	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 書記 残間 頼

---

議事日程（第3号）

令和5年9月7日（木曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第47号 大衡村学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例の一部

- を改正する条例について
- 第 3 議案第 4 8 号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 4 9 号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 5 0 号 大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 5 1 号 村道路線の認定について
- 第 7 議案第 5 2 号 村道路線の変更について
- 第 8 議案第 5 3 号 令和 5 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 9 議案第 5 4 号 令和 5 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 0 議案第 5 5 号 令和 5 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 1 1 議案第 5 6 号 令和 5 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 2 議案第 5 7 号 令和 5 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 1 3 議案第 5 8 号 令和 5 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 1 4 議案第 5 9 号 令和 5 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 1 5 報告第 8 号 放棄した債権の報告について
- 第 1 6 報告第 9 号 放棄した債権の報告について
- 第 1 7 報告第 1 0 号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について
- 第 1 8 認定第 1 号 令和 4 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 2 号 令和 4 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 3 号 令和 4 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 1 認定第 4 号 令和 4 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 2 認定第 5 号 令和 4 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 3 認定第 6 号 令和 4 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

---

午前10時00分 開 議

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和5年第3回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番赤間しづ江さん、7番文屋裕男君を指名いたします。

---

日程第2 議案第47号 大衡村学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第2、議案第47号、大衡村学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） おはようございます。

それでは、議案書2ページ、議案第47号別紙をお願いいたします。

大衡村学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例についてです。今回の改正は、大衡村学校給食センターの移転新築に伴い、設置場所の所在地を改正するものです。

新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表1ページをお開き願います。

第2条、大衡村大衡字平林13番地を大衡村大衡字栞木145番地1に改めるものです。

議案書2ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行するものです。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第48号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第48号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） おはようございます。

議案第48号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書につきましては3ページ、新旧対照表につきましては2ページをお開き願います。説明は、新旧対照表にてご説明申し上げます。

こども家庭庁の設置に伴い、こども家庭庁設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府令の整備により改正するものでございます。改正内容の趣旨といたしましては、子ども・子育て支援法第19条の引用改正を行うものでございまして、2ページ、第4条第2項から6ページの第13条第3号（イ）まで第19条の第1項を削除するものでございます。第15条第3号につきましては、学校教育法の改正に伴い、第25条に第2項及び第3項が新設されたことにより第25条を第25条第1項に改め、同項

第4号につきましては主務大臣及び主務省令の変更に伴う事務移管により厚生労働大臣を内閣総理大臣と改めるものでございます。

7ページの第20条及び第35条から16ページ、52条第3項までにつきましては、先ほどご説明いたしました子ども・子育て支援法第19条の引用改正と文言の整理を行うものでございます。

議案書5ページをお願いいたします。

附則の施行期日でございますが、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

ご説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） この条例改正については、7月19日開催の総務民生常任委員会で本定例会提出について説明あったようでありますけれども2点ほど確認いたします。

子ども・子育て支援法の改正による引用条項の改正という説明をいただきましたけれども、まず1点、引用条項ということで法の第19条、これは最初から項区分がなかったと私は確認したんですけれども、その辺どうなのか。条例規定上、必要としないやつが規定されていたのではないかと取ったんですがその確認と、それから7ページの第15条第1項第4号と12ページの44条の基準の定める各指針の関係ですけれども、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改める、これは今回改正になったのか。その点2点質問いたします。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 1点目のご質問の項の区分のところでございますが、そちらは通知がありまして、そちらのほうで項が削除されますということで通知がありましたので、そちらを確認させていただいたところ項がなくなったというのがありまして、そういう認識で改正をさせていただきました。もともとは項があったということで認識しておりました。

あともう一点の法令の、法務大臣……（「厚生労働」の声あり）失礼いたしました。厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるのは、こども家庭庁の設置に伴いましてそちらが法の改正になりましたので改めるものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 後段の厚労大臣が内閣総理大臣には、今回の国の改正があったと理解していいわけですね。

あと前段の19条は、法律を見ますと最初から第1項、項区分は1項だけで後は号区分になっているようなんですけれども、今回、県国からの通知がそうになっていたということですか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議員のおっしゃるとおりに県の通知でそのような通知が来ましたので、内容を確認させていただき項のところを削除したものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 分かりました。以上です。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第49号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第49号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案第49号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書につきましては6ページ、新旧対照表につきましては17ページをお開き願います。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

改正内容の趣旨としましては、こども家庭庁設置に伴い主務大臣及び主務省令の変更に伴う事務移管により第25条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣と改めるものでございます。

議案書7ページをお願いいたします。

附則の施行期日でございますが、公布の日から施行し令和5年4月1日から適用する

ものでございます。

ご説明については以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第50号 大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第50号、大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案第50号、大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書につきましては8ページ、新旧対照表につきましては18ページをお開き願います。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

改正の趣旨としましては、放課後児童健全育成事業の内容につきまして定める通知が改正されることに伴い、内閣府令で定める基準に資格要件が定められている放課後児童指導員研修修了の予定者の範囲として附則の第2項中の「平成32年3月31日までの間」を「当面の間」に、同項括弧内の「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改めるものでございます。

議案書9ページをお願いいたします。

附則の施行期日でございますが、公布の日から施行し令和5年4月1日から適用するものでございます。

ご説明については以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 条例改正ですので確認の意味で質問するんですが、当分の間に改正すると平成32年3月31日までの間を当分の間。資格の関係という説明で理解しましたが、現状からいってどうなんですか。めどというか、当分の間とする意味合いの中での資格実態はどうなのか、その辺伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） こちらの資格に関してでございますけれども、こちらは放課後児童クラブの設置、運営する者の中にこの資格を有する者がこちらの通知に定める期間内に研修をして修了しなさいというものだったそうなんですけれども、なかなかその期間の中で研修を終えることができず、どうしても実地の現場の年数とかも加味されてそちらの研修を終えなくちゃいけないということなので、そちらがなかなか2年とか3年くらいかかりますよというところも加味して、また前の通知のところは32年3月31日までに研修を終えなさいと特定されていたんですが、年々いろいろと人事とか、あと新人さんとかいろいろ入っていくと、そこの規定するところ以降に該当がされなくなったということもあり、何日までに修了しなさいという文面から当面の間というところで、研修はそちらの放課後指導員の資格を取るよという内容で通知を改めたということで認識しておりました。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 資格を取る難しさはあるのかなと思うんですけれども、本条例の基準条例の10条を見ますと10項目の資格要件といいますか、基本的にあって県知事が実施する研修を受ければ修了とみなされると。そんなに難しい、学歴等がある方はそんなに難しいものではないんでないかと思うんですけれども、これ児童館指定管理の中で運営している分ですよね。その辺での職員の管理、指定管理者側での職員の管理、やはり難しい部分あるんですか。その辺伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 児童館のことに関してなんですけれども、こちらの条例は放課後児童クラブというところで定めているものでございます。児童館は放課後児童クラブというのを今事業として実施はしておりませんが、それと同じような内容の事業をこちらのお願いでしていただいているところなので必ずこの支援員さんの資格を取りなさいというわけではないんですけれども、やはり児童館の企業努力というところで何名か



こちらの研修を受けている方も若干いらっしゃるということで報告は受けておりますが、児童館の今の事業では必要のない資格となっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 一部勘違いをしていました。放課後児童クラブ、これはそうすると村側の責任で支援についての育成、職員の育成も村側の責務と理解してよろしいわけですね。最後になりますので、それだけ伺います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 今、村には実際放課後児童クラブが設置しておりません。それで、いつ将来的に放課後児童クラブができて大丈夫なようにということでこちらの条例は定めているところでございますが、児童館に関してはそれなりに子供たちを預かっているということで職員のいろいろな研修を受けてもらうようにということで、県から年間5通か6通くらいこういう研修があるのでいかがですかということで、そちらの研修を受けてもらうように村からも促しているところなんです、ただそちらは必修というものではないので児童館で選んで自発的に受けていただいているという形になりますので、こちらとしてもやはり日頃子供たちを預かるところでございますので、職員にいろいろな研修を受けていただくようには促していきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第51号 村道路線の認定について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第51号、村道路線の認定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

議案書は10ページをお願いいたします。

議案第51号、村道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定に基づき、次のように村道路線を認定するものでございます。

路線番号188、路線名が海老沢3号線、起点が大衡村大衡字海老沢から終点が大衡村大衡字海老沢までになります。

路線番号189、路線名が糸繰海老沢線、起点が大衡村大衡字糸繰から終点が大衡村大衡字海老沢までになります。

路線番号190、路線名が五反田亀岡線、起点が大衡村大衡字五反田から終点が大衡村大衡字亀岡までになります。

続きまして、議案第51号別紙で説明をさせていただきます。

議案第51号別紙1をご覧くださいと思います。

村道海老沢3号線につきましては、起点が村道海老沢持足線と終点が大衡字海老沢線にそれぞれ接続する路線となるもので、道路幅員が6メートル、延長が約180メートルになるものでございます。

次のページをお願いいたします。議案第51号別紙2になります。

村道糸繰海老沢線につきましては、起点が海老沢持足線との交差点になり道路幅員が6メートル、延長が約115メートルになるものでございます。

次のページをお願いいたします。

別紙3、村道五反田亀岡線につきましては、起点が村道五反田2号線との交差点になり、幅員が6メートル、延長が約200メートルになるものでございます。

今回提案いたします3路線につきましては、いずれも住宅団地開発に伴い整備された団地内道路が帰属される道路となっておりまして、村道路線認定基準の第2条第4号起点及び終点が直接公道に連絡する路線及び同条第6号土地区画整理事業又はこれに類似する事業の施行区域内道路から公道に連絡する路線に該当することから、新たな村道路線として認定を提案するものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今回、新たな村道路線の認定3路線ですが、そのうち海老沢のほうは従来から宅地造成に入っていて整備されている場所なんですけれども、3つ目の五反田亀岡線、新しい計画路線かなと思うんですけれども、この場所、現状、現況、どのような状況になっているものか、同じように宅地開発なんだろうけれども、開発の主体

はどういったところで開発するものか、あるいは施工時期なりなんなり、その概要について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 場所につきましては別紙3の位置図、ちょっと小さくて恐縮なんですけど、五反田住宅1号棟の南側の位置になりまして現状更地だったところで民間開発の事業で海老沢地区の開発と同じ事業主体でございました。こちらの開発につきましては、もう開発は進められておりまして県の開発の検査、村の開発の検査まで終了しております、今後分譲に向けて準備が進められているといった状況となっているものがございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） そうしますと、現状としてはもう工事に入っているというような状況なわけですね。そうですか。十何区画ですかね、戸数のようですけども。そうしますと、道路そのものも宅地造成と同じように道路整備も並行してもう入っているというような状況で理解していいんでしょうか、上下水道のそういったインフラ関係の整備関係も。完了後に村に移管を受けて村道として維持管理をしていくという理解でいいわけなんですか。あと時期としてはいつ頃、村で工事完了、分譲開始の時期予定になっているものか、村として村道として受ける時期はいつ頃になる見通しなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） こちらの開発行為ですね、既に工事は完了しております、ご質問ありました道路、上下水道のインフラ関係も工事は完了している状況となっております。現在、その土地の引渡し、帰属に向けて登記的な手続を進めている状況となっております、恐らく今月中には帰属されるような形になるのではないかなという形になっております。

なお、17区画の住宅団地になりますけれども、開発事業者では建築、建物の建売になるかと思うんですが、そちらの建物の建築に向けて準備を進められているといった状況となっております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 宅地の中に村道路線が計画されていますけれども、周辺そのほかにも宅地ありますよね、何件かですね。道路路線として、ほかの路線とこれを接続する計画があるのかどうかちょっと分からないんですけども、周辺の道路との接続とかそういう

た計画はあるんでしょうか。どうなんですか、その辺は。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） この団地内道路につきましては、村道の五反田2号線と接続するような形の袋小路状の村道となるものでございます。

11番（石川 敏君） じゃあ、いいですか。南側のほうについてはどこもつながる場所はないわけですね。

議長（高橋浩之君） 改めて都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） すみません。説明不足でございました。

南側の部分につきましては下水道用地という形で下水道の下流に接続するといった形の用地となっております。村道とはならないんですが下水道用地として帰属される形になりまして自動車等の走行はできない、人が歩くことはできるような舗装された道路にはなるんですが自動車の走行はできない用地となっております。

議長（高橋浩之君） 次に、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 本議案の村道路線の認定、村道認定基準に要件を具備するゆえに認定は何ら問題ないのかなと思うんですけれども、確認、確認といいますが、この村道のあり方、認定のあり方、今後に向けまして確認させていただきたいと思います。

石川副議長の質問で完成しているということでありまして、今後もこのような小規模民間宅地開発というか、結構これからも計画される、出てくるのかなと思うわけですが、ここでいう路線番号189、190はいわゆる、課長説明にもありましたが袋小路、行き止まり路線になるわけですが、地域防災面からやはり個人的にも疑問視といいますが、幅員6メートルは保持されるものの何かあった場合を考えますと行き止まり、袋小路は極力なくすべきかなという思いもします。

そういう中で、一昨日の一般質問にも関連しますが、沓掛団地、あそこも行き止まり、今回村道路線認定をしまして村で整備というような事態があるわけですが、これらの事前の開発協議といいますが、そういう中で村としての方針、行き止まり、袋小路は極力避ける、どうしても完成後に村に移管されますといろんな意味での経費負担、路線の延伸ですね。大変な金額、事業費として出てくる場合もあるわけでありまして、行き止まりを避けるための村としての考え、開発協議等においてその辺規制することはできないものか関連で質問したいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の村道路線の認定につきましては、先ほど申し上げましたとおり開発行為に係る区域内道路の帰属を受けるものについて認定をさせていただくという基準に基づいて認定するものでございまして、この開発行為につきましては村でも村の開発指導要綱に基づいて開発者から事前協議をいただいて、その内容を確認させていただきながら協議をして決定をしていくという形にはなっております。同様に県の開発、内容によっては開発の許可を受けなければいけない、今回の件についてもそうなんです。県の開発許可も認定を受けて整備が進められるという形になっておるんですが、その中で道路につきましては関係法令に定められた構造ということで、いわゆる道路構造令ですかね、道路構造令に基づく道路でなければいけないということと開発行為の区域内道路ということで6メートル以上であることというような幅員的な規定がございまして、そういった道路構造令に合致するような道路という形になりますと村といたしましても開発指導要綱に基づいて無償で帰属を受けると、用地を含めて帰属を受けるという規定があります。都市計画法上も同様な規定がありまして、それに基づいて移管を受けるという形になります。

ただご質問の趣旨につきましては、沓掛団地線のようにその後に村に要望されてというようなことも確かにそのとおりでございまして、村としてもいろいろ意見を申し上げる部分のところは意見を申し上げて、その中でできる範囲のところの村の意向に沿った部分というの意見は申し上げることはあるんですけども、ただそこには少し強制力というものとは定めることができませんので、大規模な開発の当初予定された計画を変更させるような意見まではちょっと申し上げられないという事情がございまして、ただ村としてもそういった今懸念されるようなことにつきましては、いろいろ開発上いろいろと意見は申し上げさせていただくといった状況になっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そうしますと道路構造令に合致すれば、当然、開発協議等においては村だけでなく県の許可等もあり得る話ですので、道路構造令に合致すれば村としては県に上げざるを得ないということで理解してよろしいのか、再度確認します。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そのような形になります。

ただ運用上の話といたしまして、いろいろ開発される道路の中でいろいろ今後の、村が帰属を受けて維持管理をする上で懸念されるようなことにつきましては、事業者に関

発行為で同意を出す際に、事前に購入者の方に販売契約をする前にいろいろ村のほうで意見を申し上げさせていただいたようなことにつきまして事前にご理解をいただいて契約するよとということを利用して運用上させていただいておまして、例えばこのような袋小路の道路の場合ですと除雪というのが雪の行き場がありませんので、そういった部分についてはやっぱりできかねるといところがありますので、あらかじめそのような村の対応として難しい部分につきましては開発者にもご理解をいただいて、購入する前に購入者の方にご理解をいただいて契約をするよとということをお願いさせていただいて、書面でもそういった形を書かせていただいて同意をするよとというやり方をしているものがございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 最後に、村として意見を申し述べることは可能という課長から答弁ありましたけれども、やはり将来的に財政負担を伴うよとことを考えた上で開発協議、事前協議における全体的に周辺との取り合いとか、その辺十二分に今後も考える中で将来的に財政負担を伴わないよと開発協議、答えとしまして、そういう方向性で今後も協議に当たっていただきたいという要望を申し上げて終わります。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 大事なポイントかと思ますので、村でもそういった将来的な帰属を受けた後の管理、整備関係も考慮した上で協議を進めていきたいと思ます。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 路線番号が188番ですね。起点と終点が大衡字海老沢となっておりますけれども、これは、この両方とも同じ地名にしか、ほかの地名がないからこういうふうになったんでしょうか。ちょっとお伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 路線認定する上での起終点の部分ですね。原則からいうと大字で定めることもできるんですけども、今回小字で海老沢までという形で海老沢まで明記して指定をしている形になりますが、起点も終点も結果的に小字が海老沢地内という形になっておりますので、結果的に起点も終点も海老沢という形になったものがございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） こういう形の路線番号に対して起点終点同じ地名というのが村道にはた

くさんあるんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） たくさんはないんですけども、こういった形の路線はございます。ただ告示の中では、こういった図面で起点終点の小字上は海老沢、海老沢という形になるんですけども、図面でも告示ですのような形になりますので場所については確定されるような形になるものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 分かりました。ありがとうございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第7 議案第52号 村道路線の変更について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第52号、村道路線の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書11ページをお願いいたします。

議案第52号村道路線の変更について。

村道路線の変更について道路法第10条第3項の規定に基づき、次のように村道路線を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

路線番号が169、路線名が沓掛団地線、起点が大衡村大瓜字沓掛から変更ございません。終点が大衡村大瓜字沓掛から大衡村大瓜字尾無に変更するものでございます。

続きまして、別紙の図面でご説明申し上げます。

今回提案いたします村道沓掛団地線につきましては、図面の黄色線でお示ししております箇所は現在認定箇所になっておりまして起点が国道457号線との交差点になっており、終点はそこから東に約180メートルの行き止まり道路になっている村道となっております。

ります。今回の変更では、図面の赤線でお示ししておりますとおり沓掛団地線から村道沓掛座付線まで接続させるように変更するもので約200メートル延長するものでございます。今回提案いたします路線につきましては、平成31年2月に団地内の住民の方々より、緊急時、災害発生時の観点から整備の要望を聞いていた路線で、今般、財源の見通しがついたことから提案させていただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第53号 令和5年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第53号、令和5年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。

それでは、議案第53号別紙でご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

令和5年度大衡村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,007万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,201万円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをご覧くださいと思います。

歳入です。

1款2項1目固定資産税1億7,000万円の増、償却資産の増によるものです。

11款1項1目地方特例交付金440万6,000円の増、確定によるものです。



16款 2項 1目総務費国庫補助金319万円の増。説明記載の補助金で地方公共団体情報システムの標準化共通化に係るもので、コンピューター管理費に充当するもので10分の10でございます。

2目民生費国庫補助金95万6,000円。2節児童福祉補助金の説明記載の2つ目、保育対策総合支援事業費補助金17万5,000円につきましてはデマンド型交通の幼稚園バスとして活用しておりますので、これが車両にバス置き去り防止装置を設置する補助金となりまして企画費に充当するものです。

3目衛生費国庫補助金57万5,000円。2節母子保健衛生費補助金18万円は、産後ケア事業の拡充分でございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金1,390万円の増。説明記載の改良舗装事業でございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。

17款 2項 2目民生費県補助金 8万1,000円の増。

5目教育費県補助金20万円の減につきましては、説明記載の補助金のスクールサポートスタッフに係る配置要件変更に係るものでございます。

20款 1項 1目後期高齢者医療特別会計繰入金13万1,000円の増。

2項 4目人材育成基金繰入金 8万6,000円の減につきましては、事業完了によるものです。

21款 1項 1目繰越金7,678万7,000円の増につきましては、4年度会計からの繰越しとなっております。

次のページ、8ページをお願いいたします。

22款 4項 1目雑入33万4,000円の増。1節につきましては説明記載の事業完了によるものです。4節雑入の参加者負担金につきましては子供会リーダー研修に係るものとなっております。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。

歳出です。

2款 1項 1目一般管理費247万7,000円の増につきましては、主なものは3節の職員手当等でありまして、総務人件費とコンピューター管理費に係る時間外勤務手当でございます。10節需用費、印刷製本費は名刺印刷代、18節負担金補助及び交付金127万8,000円につきましては行政区振興費といたしまして衡上集会所の屋根塗装工事に係るものです。

3目財政管理費33万円の増。こちらにつきましては、財務諸表の作成のパソコン代とあとソフトのセットアップ料となっております。

5目財産管理費109万1,000円の増につきましては、主なものは12節委託料が村有地の除草作業追加分と、14節工事請負費86万1,000円につきましては電算室のエアコンの更新となっております。

10ページをご覧いただきたいと思います。

6目企画費22万5,000円の増につきましては、主なものにつきましては歳入でご説明申し上げましたとおりですね。17節備品購入費といたしましてデマンド型交通車両に取り付ける置き去り防止装置でございます。

8目財政調整基金費1億6,000万円の増につきましては、説明記載の2基金に係る積立てを行うものでございます。

10目諸費45万円の増につきましては、12節、13節につきまして防犯灯の支障木の伐採に係る予算の計上となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございまして115万9,000円の増につきましては、主なものは12節委託料でございましてシステム改修費となっております。

5項2目指定統計調査費7,000円の増につきましては、3節は職員手当と7節は報償費となっております。

3款1項1目206万1,000円の増につきましては説明記載の4事業に係るものでございまして、22節につきましては令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金事業の精算に係る返還金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

3目老人福祉費20万1,000円の増につきましては、こちらも22節償還金利子及び割引料で4年度の介護保険低所得者利用負担軽減対策事業の精算分でございます。

4目障害者福祉費32万1,000円の増につきましては、こちらも4年度事業の精算分に係る国庫と県負担金の返還金でございます。

2項1目児童福祉総務費2万4,000円の増につきましては、需用費といたしまして少年保護員用のブルゾン代でございます。

5目児童保育費189万1,000円の増につきましては、主なものは12節委託料で運営委託料といたしまして地域子育て支援拠点事業おひさまくらぶに係ります基準額変更による

ものでございます。22節につきましては4年度事業の精算となっております。

次に、13ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費39万9,000円の減につきましては、主なものは10節需用費で消耗品でございます。コロナの5類移行に係る生活支援物資配布事業の完了によるものでございます。賄材料費につきましてはふるさと祭りに係る経費となっております。

2目母子保健費39万2,000円。8節旅費につきましては会計年度任用職員の通勤手当、あと12節につきましては歳入でご説明申し上げました産後ケア事業の拡充に係るものでございます。

3目予防費25万6,000円の増につきましては、13節につきましてコロナウイルスのワクチン接種事業に係るパソコンと蓄電池のリース料でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

4目環境衛生費243万2,000円の減につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金の減額でございます。

5款1項1目農業委員会費73万8,000円につきましては、8節と13節につきましては農業委員と農地利用最適化推進委員の視察研修に係る旅費とバス借上料となっております。

3目農業振興費40万円につきましては、大森地区のワイヤーメッシュ柵の設置補償金となっております。

4目畜産振興費247万5,000円の増につきましては、説明記載のとおりでございます。

5目農地費121万8,000円の増につきましては、12節につきましては救助ネット施工箇所等の除草作業委託料、14節につきましてはため池の遮水シートの補修工事となっております。

次に、15ページをお願いいたします。

6款1項1目商工総務費6,150万7,000円の増につきましては、主なものは10節需用費につきまして消耗品費、このうち9月30日、10月1日にかけて行われるGO!GO!ラリーin東北に係る記念品代となっております。あと24節につきましては説明記載の基金への積立てとなっております。

7款1項1目土木総務費6万5,000円の増。

2項2目道路新設改良費1,790万円につきましては、説明記載のとおりでございます。

4項3目下水道費253万円の減につきましては、下水道会計の繰出金となっております。

す。

次に、16ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費450万円の増、2目定住促進住宅管理費350万円の増、いずれにつきましても退去時とあと小破修繕等の予算計上となっております。

9款1項2目事務局費8万6,000円の減につきましては、説明記載事業完了によるものです。

2項1目学校管理費20万円の増につきましては、小破修繕料となっております。

2目教育振興費39万6,000円の増につきましては、スクールバスのスタッドレスタイヤ等の購入費となっております。

次のページをお願いします。

3項1目学校管理費103万2,000円の増につきましては、校舎等の天井等の修繕費となっております。

4項1目社会教育総務費2万3,000円の減につきましては、主なものは10節需用費は子供会リーダー研修会に係るものです。あと18節につきましては、全国青年大会に係る補助金となっております。

4目平林会館管理費64万6,000円につきましては、10節需用費から17節備品購入費、これにつきましては平林会館2階の入り口付近の管理室、これを一部授乳室に改修を計画しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目体育施設管理費3万円の減につきましては、大森プールに係る補償金の減でございます。

13款1項1目予備費1,011万2,000円の増につきましては、財源調整でございます。

19ページは給与費明細書となっておりますので、お目通しいただければと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。山本信悟君。

1 番（山本信悟君） ちょっと分からない部分をちょっとお聞きさせていただきます。

民生費、あと社会福祉費と児童福祉費の中で22という部分が、ここは国庫補助金の返還という部分でうたっておるんですが、この補助金については4年度で頂いている部分を返しているという認識でよろしいのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 4年度に実施いたしました給付金に対しまして、実績報告を基に返還が生じたものになります。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 実績の中でということで理解するわけではありますが、想定より実績がなかったという解釈でもよろしいのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） この給付事業につきましては、令和3年度、令和4年度、あと今年度も実施されているものなんですけれども、国で自治体にそれぞれの案分で交付されまして、大衡村につきましては実際のところ54名ほどであったんですが国の試算では100名を超えるような試算で来ていたものなので返還が生じるということでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 理解するわけでございます。ほかの事業に関しても、そういった流れで解釈してよろしいのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 様々な補助事業交付金につきましては、申請に基づいて交付されるものもございますけれども、今回の給付事業につきましては事前に配分された金額に基づいて給付事業を実施しておりますので高額な返還金が生じたということになります。

議長（高橋浩之君） 終わりだよ。

1 番（山本信悟君） 失礼しました。ありがとうございます。

議長（高橋浩之君） 次、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 10ページの総務管理費の8の財政調整基金というのがございますが、補正前が270万円ほどで補正によりまして1億6,000万円ということになっているようです。

が、これの中身はなぜこうなっているのか1つお聞きしたいと思います。

また、15ページに商工総務費の積立金というのがございますが、6,000万円、企業立地促進基金積立でとっていますが、これは毎年定額で積み立てているものかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

18ページ、先ほどちょっと予備費について説明ございましたけれども、ちょっと理解できなかったのので詳しく説明をお願いしたいと思います。予備費が1,011万2,000円ほど補正で増えておりますが、こちらについては何に要ったのかちょっと聞き逃しましたので、こちらのほうに節の区分がございませんので、それをお聞きしたいと思います。

以上、3点よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

まず10ページの財政調整基金、今般1億6,000万円ほど増額して積立ですることとしております。今回のこの額につきましては、4年度の予算において財政調整基金1億4,000万円ほど取崩ししております。通常であれば年度内に戻すわけですけれども、4年度決算におきましてはそのまま取り崩していた形になっておりますので、その分も含んで繰越しとなっておりますので、そのうち1億円ほどをまず財政調整基金に戻すという考え1つと、あとは公共施設整備基金、こちらも現在3億円ほどありますけれども、こちらも計画的に積立でをしていくという考えがありますので今般6,000万円ほど積立でをさせていただくものでございます。

あと15ページの企業立地促進基金、こちらの6,000万円の積立でにつきましても計画的にといいますか、近年、企業立地が進んでおりますので、それらに備えまして基金を積み立てていこうというような考えの下に今般積立でを行うものでございます。

あと最後の13款予備費につきましては、財源調整ということでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 積立金ですけれども、1億4,000万円を3年度というか取崩しをして1億円を戻したという話ですが、まだ1億6,000万円というのがあるわけですから1億4,000万円を取り崩したら1億4,000万円を戻入れというかですね、そういうのというのはできなかったのかどうかということをお伺いしたいと思いますし、また1億6,000万円ということですから、あとの差額ございますけれども1億6,000万円、1億4,000万円取崩しをしたということですね。まだいろいろその中に収入とか何かあって、

予算が増えて1億6,000万円になったかどうか分かりませんが、積立てした金額との差があるわけですが、その差というのが一体どういうものがあったのかなということをお聞きしたいなと思いました。

あと15ページでありました積立金ですが、一応6,000万円ということのお話になっています。これは、そのときの予算によって7,000万円になったり5,000万円になったり変わるという理解でよろしいのか、それをお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問の4年度で1億4,000万円を取り崩したので、公共施設基金も含めて1億円と1億6,000万円であれば財政調整基金のほうも1億4,000万円を積み立てるべきだったのではないかなというご質問だと思いますが、それにつきましては年度途中でもありますので現時点で、先ほどお答えしましたとおり公共施設整備基金にも積み立てていかなければならないということもありましたので、財政調整基金には1億円、あと公共施設には6,000万円、あと企業立地のほうにも6,000万円というような形で積立てをさせていただいたものです。その根拠というものは、議員おっしゃるとおり、そのときそのときの予算上の編成の関係上、変わるものでございまして、あと予備費につきましては全体的な財源の調整ということでご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） もう一つ6,000万円についてのお話が今もらってないんですけれども、定額なのか、5,000万円になったり、7,000万円になったりするのかなというご質問については。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 大変申し訳ございませんでした。

その時々予算の編成上の都合上、変わってくるものでございます。

議長（高橋浩之君） これを3回目といたします。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 先ほどのやつは答えがなかったので、でございます。今回3回目でございますから十分承知をしております。

先ほどの1億6,000万円という積立てが出たということは、何か事業をしなかったのが、または固定資産税とか何かうんと増えたのかと理解したんですけれども、中身はどうなっていたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず財源といいますか、議員おっしゃるとおり歳入では固定資産税が伸びておりますということと、あと前年度、先ほどもお話ししました1億4,000万円を取り崩してそのまま繰越金という形にもなっておりますので、その分のうち1億円を財政調整基金、あと公共施設に6,000万円というような積立てをさせていただいたものでございます。

議長（高橋浩之君） 次、小川克也君。

4番（小川克也君） 17ページの中学校管理費、需用費、修繕料として校舎等の天井工事とありますので、その詳細について何うのと、その下の社会教育総務費の中の需用費、あと子供会リーダー研修費とあります。その辺の詳細について伺います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 中学校の修繕料の内訳になりますけれども、4点ほどございます。まず1点目が消防設備の消火栓バルブの修繕が26万4,000円。それから、2つ目が講堂の電動式椅子の部品交換修繕、こちらが6万7,100円。それから、校舎の天井及び壁面等の修繕になりますがこちらが概算で50万円。4つ目といたしまして小破修理ということで、今後安全管理上、緊急を要する修繕に対応する予算ということで概算で20万円、合計で103万2,000円を計上しているものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 17ページの社会教育総務費でございます。

少年教育事業の8万1,000円の中身でございます。子供会リーダー講習会を開催予定としておりまして、9月23日、24日と1泊2日で松島自然の家で開催を予定しています。この経費に係る材料代が消耗品となりまして、10節の食糧費6万3,000円は、この研修会の朝昼晩の食糧というか食事代に計上したものでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） まず中学校修繕費に関してですが、今回50万円を計上して天井を直すということではありますが、今回防水工事を行って、防水工事がしっかりとその辺改善された上であるものなのか、その辺確認して行うのか。

あと次、子供会育成会のほうですが、1泊2日で、これまでコロナ禍で様々な行事が中止、自粛されてきた中でこれから本格的に活動されていくということで、これから育成に関して本当に手厚くしていただきたいわけではありますが、子供会のジュニアリーダー



一あかまつですか、今何人いるか、その辺もお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 昨年度末に中学校の屋上防水工事完了いたしまして、梅雨の時期に雨漏りがないか、こういったところ工事の効果の確認をした上で今年度修繕をする予定としておりました。今回この概算での50万円ということで計上させていただいて、中学校と施工業者と協議をしながら作業できる箇所から修繕を行いまして、生徒の学習環境を整えていきたいと考えているところです。

議長（高橋浩之君） 次に、社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） ジュニアリーダーあかまつのメンバーですが、今年度で6名でございます。高校生が4名、中学生が2名となっております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 中学校に関しては今回50万円ということですが、大分範囲も視察したときは広がったのかなと思います。多分今回は一部だけの修繕だと思います。残りの修繕箇所は、今後どのように考えているのか。

あと社会教育のほうは、あかまつ、大分ですね、前年度ですかね、大分、1名2名という時期もありましたが今大分本当に増えていると思っております。今後もそのようなジュニアリーダーの募集も積極的に行っていただきたいと思いますが、その辺についてもお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） では、まず学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 修繕箇所につきましては、学校の希望箇所として約20か所程度希望がございました。ただこの全て20か所を行うこととなりますと、授業で3階の特別教室が使えなくなる、約2週間ほど使えなくなるというような状況でございましたので、中学校におきましては授業日程の関係上それはちょっとできないというようなお話がございましたので、まずは今年度はこの50万円の範囲内でできる箇所から修繕を行いまして、残りにつきましては来年度の長期の休みの夏休み期間中に実施したいと考えております。

議長（高橋浩之君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） あかまつの会員6名でございますが、令和元年度は1名でした。令和2年から増えてきまして、今6名になっているところです。今年も1名入っておりまして、6月に平日のジュニアリーダー研修を半日でやっております、その後9月

で1泊2日、また講習会を行います。この後にもう一度、この楽しかったのを思っただけの間に募集もまたかけてみて引き続き会員になっていただくよう進めていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 歳入について伺います。

今回の歳入で村税の固定資産税1億7,000万円の追加であります、先ほどの説明では償却資産ということだったんですが、この金額も大分大きい金額ですけれども増えた要因を伺いたいと思います。

それから、2つ目が特定防衛施設の調整交付金1,390万円の追加ですが、トータルで2億1,000万円何がしかの予算額ですけれども、令和5年度この金額でほぼ確定になる見通しなものか、その辺の状況を伺います。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 今回1億7,000万円ということで増額補正をさせていただきましたが、主に先ほど企画財政課長申し上げましたとおり償却資産分の新規取得分のものでございまして、償却資産につきましては例年1月末まで法人から償却される申告書の提出があります。その申告書に基づきまして課税をするというような流れになっておりまして、併せて課税免除の分もほぼほぼ確定したという段階での予算要求をさせていただきました、現在のところ確定いたしまして約1億9,700万円ほど課税免除の部分も含めて、その部分も相殺して今回1億7,000万円ということで増額補正をさせていただいたところでございます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 防衛施設周辺整備調整交付金のご質問の件でございますが、例年、10月下旬から11月にかけて2次交付というものがあるんですが、今年度につきましては4日付で既に2次分の交付がされております。これにつきましては国のほうで、これまで各関係市町村から要望しておりました2次交付分を早めにとという要望を何年も続けてまいりましたが、その算定方式等を変えたということで4日付で頂いております。今年度の交付金の確定額につきましては、2億1,450万円ほどとなっておりますので、現時点での予算額と200万円ほど開きはありますが、まだ発注していない事業もございまして、それが確定次第、また調整等をしたいと考えてございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） まず固定資産税のほうですが、今の課長の説明では法人の償却資産確定ということですがけれども、金額も大分大きいんですけれども、実際には何社分というの、1社2社じゃないのかなと思うんですけれども、全体的な償却の確定あるいは免除の確定での金額だと思うんですけれども、新規の法人で増えたものかどうか、その辺既存の法人の部分の計算でこうなったものか、そういう中身の状況はどうなのか、もうちょっと詳しく伺いたいと思います。

あと調整交付金についてはほぼこの金額で確定ということで、最終的には、あと事業ごとの若干の補正あと出てくるのかなと思いますけれども、大体この金額で確定というような理解でいいわけですね。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 石川副議長お話しされたとおり、全体としてまず伸びている部分もございますし、合わせて新規取得分としては税額ベースで、そうですね、3,000万円ほど増えている法人が3ないし4社ほどありますので、その分も含めて総体的には1億7,000万円の増と増額補正をさせていただいたというところでございます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、現時点では予算上は2億1,600万円ほどにはなっておりますが、先ほどお答えしましたとおり9月4日付で今年度分の2次交付が確定しておりますので、実質は2億1,400万円ほどとなっておりますので、今後全て事業発注後、充当率等の調整で予算の調整を行いたいと考えてございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 村税ですけれども、今回に限らず4年度の決算でも村税トータルで17億円を超えていますので、ずっと毎年、村税収入伸びているわけですがけれども、やっぱり企業誘致の成果だなと理解するんですけれども、固定資産税、今回補正ですけれども法人の村民税についての部分というのはどうなんでしょうか。伸びる状況もあるのかどうか、これから補正見込みも含めてその辺の状況。村税トータルの中で法人の占める割合というのはどんなような状況なのか、おおよその概数、概算でもいいですから、どのくらいということ分かれば示していただきたいと思いますけれども。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） まず固定資産税につきましては昨年度も決算で約12億円で、5年度

の見込みといたしましては現時点ですけれども13億円ほどということで1億円ほど増える見通しをしております。ただ法人の村民税につきましては、均等割は大体横ばいの金額なんですけれども、法人税割につきましては法人の業績によって申告納税額が決定するものですから、ただ現時点での、4年度はかなり法人税割は伸びていますけれども、5年度については直近で申し上げますと大体3,000万円から4,000万円ほど前年度の申告納税額より減っているというような状況でございまして、法人税割につきましては例年、二、三年に一遍ほど波があるというような傾向もありますので、5年度につきましては4年度よりは減少しているというような現在の状況でございます。法人に占める割合ですけれども、ほぼほぼ9割以上は法人からの税収ではないかと捉えているというところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君に申し上げます。

大衡村議会会議規則第55条で質疑は同一議員につき同一の議題について3回までということでございます。ですが、初めてということで1回のみ簡潔にお願いいたします。

1番（山本信悟君） 押しはなかったんですが、ちょっと点滅の状態になっていたもので、どうしたらいいかちょっと分からない部分ありました。

議長（高橋浩之君） 分かりました。

1番（山本信悟君） 押し直しすればよかったですか。もう一回押せばいいのかな。

議長（高橋浩之君） もう一回押せば消えるはずということです。

1番（山本信悟君） ああ、そうですか。すみません。

議長（高橋浩之君） 質疑は取消しとなります。

次、赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 17ページの平林会館管理費の64万6,000円。授乳室の、何ていうんでしょうね、関連の予算が組まれております。置き型保育施設、保育室を質問した立場として、ちょっと関心があるものですから質問いたします。

まず工事費が要らない、移動が楽だということで置き型を設置を考えてはということをお話し申し上げたんですが、取りあえず平林会館のある一室を改修するという形になった理由についてご説明願いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

先般、赤間議員から一般質問をいただきまして、置き型授乳室を設置してはというご

意見をいただいております。そのような中で、置き型授乳室、まだ単体ですと150万円から200万円ほどかかりますので、現時点においていろいろ利用される方、希望される方が多いのかもしれませんが、そういうスペースがないということでご意見等もいただいていたということもありまして、現時点において、何ていうんですか、置き型授乳室を購入してまでというよりも、まず一旦は授乳室のように改修した上で、そのような利用される方がどの程度いらっしゃるのか、その状況も踏まえまして、需要が多いのであればそういった将来的に置き型の授乳室も購入も検討したいと考えておりました。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） この予算で改修するイメージというものを、課長ちょっと説明をしていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず平林会館2階の入り口を入ったすぐ左手の管理室というのがございます。そこにちょうど給湯施設もありまして流し台もあるということで、その場所がいろいろとというところで、その入り口を入れて大体その部屋の半分ぐらいを仕切った形、その中に、あとはテーブルとソファ等を置いて、あとはポットですかね、そちらも用意できればなと考えてございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） この頃関心を持って授乳室を、他施設のですね、見る人が多いんですけれども、非常にイメージとしてかわいくしつらえているところが多いように見受けられます。まず、子育て支援の大衡村としてこういうものが設置されました。とにかくPRもそつなく行っていただきたいと思いますが、その辺の考え方についても伺います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） そうですね。PRも含めて、平林会館が入ってから、そこに授乳室的なものがあるよというような表示も分かりやすくしなければならぬのかなと考えておりますし、いろいろ周知も図ってまいりたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 次に、早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 子育て支援の中に子供置き去り防止対策とございますが、その内容について伺いたします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

置き去り防止装置ですけれども、今年の4月から義務化されて来年の3月まで猶予期間はあるわけですが、現在こども園の通園バスとしてデマンド型交通の車両を使っております。その車両についても設置義務があるのではないかとということで検討をいろいろ調整を図ったところ設置してくださいということでしたので、来年の3月まで猶予はあるというものの、その車両に置き去り防止装置を取り付けるものでございます。

その装置の内容につきましては、2つの方法ありまして、1つはボタンを押せる、子供さんがいらっしゃれば子供さんが押せるというような方法と、あとは最終的にこども園で到着して車を降りた際に最終的にはその先生とドライバー合わせて取り残された子供さんいないかどうかというのを確認はしているものの、その状態で帰った後に車のエンジンをボタンを押さずにエンジンを切るとブザーが鳴るというような装置でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 今デマンドタクシーを幼稚園の子は利用していますが、その利用人数をお伺いすると、いろいろ2種類とかあると思うんですがどのようなものを購入するか、1台幾らするのかなどというのはもうお決まりになっているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず人数でありますけれども、現在最大で登録は5名いらっしゃいますけれども4名が常時利用をされている状況でございます。あと金額につきましては、この予算措置をさせていただいた額につきましては、これは国の補助の限度額となっておりますので、この範囲で購入できるものということで考えてございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 来年3月まで期間はあるとはいえ、いつ頃購入して、いつ頃から始めるのかという目安はありますか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今般補正予算に計上させていただきましたので、ご可決を賜れば早速購入の手続に入りたいと思います。現在想定しておりますのも、県内で6割から7割ぐらいあるシェアの機器を想定しております、在庫があれば今月いっぱいぐらいでどうかと、遅くとも10月末ぐらいには設置したいと考えております。

議長（高橋浩之君） 次に、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 歳出関係で3点ほど質問いたします。

1つ目は事項別明細9ページ、2款1項1目18節総務費です。この行政区振興費、今回は衡上集会所補修127万8,000円計上になっていますが、全地区から行政区からの要望いろいろあると思いますが、要望実態について1点目確認したいと思います。

あと2点目は14ページ、5款1項4目農林水産業費の中で畜産経営継続緊急支援金247万5,000円の具体、常任委員会あたりでちょっと聞いたような気もするんですが改めて伺いたいと。

3点目は、16ページ土木費7款5項1目と2目で住宅関係で需用費、修繕費が450万円、350万円計上になっています。この修繕費、補正で追加計上になったわけですがけれども、具体的な何か出てきたゆえの要求かと思います。その辺具体的に伺いたいと。

3点、質問いたします。

議長（高橋浩之君） 総務課長補佐。

総務課長補佐（関内秀博君） 要望実態ということでございますけれども、各行政区の区長さんから、随時といいますか、事あるごとに相談は受けております。それで、あとは行政区長会議のときにでも話出る場合もありまして、その相談に応じて予算を計上等としてやっている状況でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 畜産振興費の関係でありますけれども、そこに記載しておりますとおり畜産経営継続緊急支援金ということで、議員ご存じのとおり昨今の飼料等の高騰に伴いまして畜産農家の現状というのは大変厳しい状況にあるということでありまして、乳牛さらには畜産、繁殖牛を使用する農家に対して1頭当たり幾らということで昨年も同様に行ったわけでありまして、具体的には乳牛には1頭当たり1万円、繁殖牛につきましては1頭当たり5,000円という形で支援金を支出するというところでございます。

それで、お話のありましたとおり常任委員会ということでありましたけれども、結果的にと申しますと常任委員会にご説明はできなかつた状況でございます。というのは、今般の常任委員会の開催時期も何か今年、今回からちょっと早かったものでして予算の提出の締切り時期もまだその後ということもありまして、またあと上司等への相談等もまだその時点で済んでおりませんでしたのでご説明が遅れたという、この時期に補正を出す時期になったということでございますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 住宅費並びに定住促進費の修繕料の関係なんですが、どちらも同様の理由になりますけれども、当初予算の中である程度は想定した中で小破修繕の部分、あと住宅退去された際の部屋の退去修繕という形で予算計上しておりましたが、実績といたしまして退去者が想定よりも多かったというのがありまして、そういった部分での退去修繕の部分が想定より当初予算上で不足した状況となっていることから今般補正をさせていただくものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 1点目の行政区振興費は各行政区の実態に応じて集会所の実態に応じて上がってきたの追加という点を理解しておりますけれども、村としての事業実施に向けた基本的な考えを前にも質問した記憶あるんですけども、村としての基本的な考え、14行政区、じゃあ、続けざまに同じ行政区から要求あった場合、毎年予算措置するのかなというようなことを考える場合に、村としてどういう基本的考え方でこの振興費を交付してきているのか改めて確認したいと思います。

それから畜産経営継続緊急支援金、課長、常任委員会で説明なかったということを申し上げたんでなく、あったからどうだったかなあという意味合いで触れたわけでありまして、時期的には当然7月でしたので予算要求からして理解するものであります。そういう中でこの支出、これから予算を可決された場合にいつ頃、交付時期ですね、今後の事務作業の関係でいつ頃の交付になるのか確認したいと思います。

それから土木費、住宅関係において、当初でもたしか、課長説明のとおり当初でも計上になっていたわけですけども、退去者が予定より多いという、退去に伴う修繕という説明だったんですけども、今現在どの程度の件数になっているのか改めてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長補佐。

総務課長補佐（関内秀博君） 基本的な考え方ということでございますが、例えば今年はどこどこ地区、来年はどこどこ地区というわけではなくて前々からご相談はいただいております。それで、あとは地区の計画もありますので、実際この補助金につきましては3分の2が村の助成で3分の1は手出しになります、地区の。ですので、それぞれの地区において何年計画で何年後に修繕をしたいというようなことで事前のご相談もいただいております、それに応じまして村として予算を計上して進めておるところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、産業振興課長。



産業振興課長（渡邊 愛君） 交付の時期等でありますけれども、既に起案等準備は進めさせていただいておりますので、ご可決いただきましたら速やかに各該当する農家に、畜産農家に通知を差し上げまして、今郵便のちょっと事情等もありますけれども月内もしくは10月初めぐらいまでに速やかに処理したいとは、目標としては考えております。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 住宅の退去の関係なんですけれども、村営住宅のほうで現時点で今年度2件ほど退去修繕を実施しておりまして、今後の見込みといたしまして3件を予定しているものでございます。定住促進住宅につきましては現時点で実績としてはゼロとなっておりますが、今後の見込みとして相談いただいている部分等ありますので、3件以上ありますので、その部分として補正をさせていただくものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 各地区のこの行政区の振興費、いろいろ事前に相談、協議があつて進めているという説明をいただきましたけれども、ぜひ各地区で抱える、当然受益者、地区の負担というのも当然関係するわけなんですけれども、広く拾い上げて、広く見ていただいて拾い上げてぜひ今後も村の要綱に基づいて進めていただければという要望であります。

あと畜産農家に対する関係も、せっかく予算措置をして交付を決定するわけですので、郵便の都合ということも課長からありましたけれども早くその交付、喜んでいただくという語弊ありますけれども、手続を取っていただければという要望を申し上げて質問を終わります。

議長（高橋浩之君） 総務課長……いらないですか、答弁。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時58分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木金彌議員、午後から届出により欠席です。

---

日程第9 議案第54号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第54号、令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第54号別紙にてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,103万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,418万4,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

6款1項1目繰越金1,103万5,000円の増、前年度決算確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費でございます。歳入同額で1,103万5,000円の増でございます。こちらは財源調整によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第55号 令和5年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第55号、令和5年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第55号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,820万円とするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入の4款1項1目一般会計繰入金252万9,000円の減です。歳入歳出調整によるものです。

5款1項1目繰越金272万9,000円の増です。令和4年度決算確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1款2項1目公共下水道建設費20万円の増につきましては、人件費時間外手当の増額でございます。

次ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませぬか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第56号 令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第11、議案第56号、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第56号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第56号別紙、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,890万円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

8款1項1目繰越金4,690万円の増、前年度からの決算繰越金による増額でございます。

7ページ、歳出をお開き願います。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金499万9,000円の増、基金へ積立てをするものでございます。

6款1項2目償還金3,826万7,000円の増、令和4年度実績に伴う国県並びに支払基金への補助金交付金の返還分の計上でございます。

7款1項1目予備費363万4,000円は財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第57号 令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第57号、令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第57号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入の4款1項1目一般会計繰入金246万6,000円の減と5款1項1目繰越金246万6,000円の増につきましては、令和4年度決算確定によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第58号 令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第13、議案第58号、令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第58号別紙にてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,184万4,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金84万4,000円の増、前年度決算確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金71万3,000円の増、令和4年度の出納整理期間中の納付保険料分でございます。

3款2項1目一般会計繰出金13万2,000円の増、繰越金のうち出納整理期間中の保険料分を差し引いた分を一般会計へ戻入れするものでございます。

4款1項1目予備費1,000円の減、財源調整でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第59号 令和5年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第14、議案第59号、令和5年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第59号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

第1条は総則についてで、令和5年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出について定めたもので、令和5年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業費用2億3,383万円に20万円を追加し、2億3,403万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は資本的支出について定めたもので、予算第4条本文括弧書き中、過年度損益勘定留保資金9,694万8,000円を過年度損益勘定留保資金1億8,524万2,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款の資本的支出1億9,234万4,000円に8,829万4,000円を追加し、2億8,063万8,000円とするものでございます。

内容につきまして、予算説明書でご説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款1項4目総係費20万円の増です。人件費の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1 款 1 項 2 目配水設備拡張費8,829万4,000円の増です。こちらは工事請負費の補正で、国道4号拡幅工事に伴う水道管布設工事についての増額となりまして、国土交通省との調整により河原交差点以北の部分の工事を予定しているものでございます。

次のページに給与費明細書をつけておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 1 点だけ。建設改良費、今回の8,829万4,000円、国道4号拡張に伴う追加がありますけれども今後もあり得るのか。担当課として把握している範囲で結構です。今後の動きといいますか、直近に年度内におおよそこれくらいの追加があるとか、その辺の情報あればお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず令和5年度の工事の予定といたしましては、河原交差点から大崎市三本木境までの区間の部分の水道管の移設工事の部分を予定しているものでございます。令和4年度には柷木地内、中学校付近の一部水道管の移設工事を実施したところでございます。残る区間、その間の区間ですね、柷木から座府、河原の部分につきましても次年度以降、移設工事が必要となるものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 今の答弁で次年度以降ということは令和6年度と理解してよろしいのか、そうした場合、今年度はこれでこの追加、今回の補正でまず後はないと理解してよいのか確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 工事区間につきましては、河原交差点から大崎市三本木境までの区間ということで今年度予定されておりまして、ほぼその工事の区間という形になりますけれども、今回、現在も国土交通省と移設に係る協議のほう、まだ協議中でありまして、また関連するもの補償費として頂くような形になる部分につきましても協議中でありまして、今後ちょっと補正の可能性としてはあります。協議調次第、事業費を確定させて発注をするというような形でご理解をいただければと思います。



議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 理解しました。ありがとうございました。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 報告第8号 放棄した債権の報告について

議長（高橋浩之君） 日程第15、報告第8号、放棄した債権の報告についての報告を行います。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案書19ページをお願いいたします。

報告第8号、放棄した債権の報告について。大衡村私債権管理条例第12条の規定に基づき、村の債権について別紙調書のとおり放棄したので同条例第13条の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

報告第8号別紙、債権放棄調書でございます。債権放棄の年月日は令和5年3月31日でございます。令和4年度に放棄しました住宅使用料についての内容になりますが、債権放棄の事由は、条例第12条第2号該当の1名、件数8件についてでございます。金額が15万2,000円でございます。債権者が行方不明によるものとなっております、全て平成29年度の債権となっているものでございます。

以上、報告となります。よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程第16 報告第9号 放棄した債権の報告について

議長（高橋浩之君） 日程第16、報告第9号、放棄した債権の報告についての報告を行います。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書21ページをお願いいたします。

報告第9号、放棄した債権の報告について。大衡村私債権管理条例第12条の規定に基づき、村の債権について別紙調書のとおり放棄したので同条例第13条の規定により報告するものでございます。

次のページ、報告第9号別紙、債権放棄調書をご覧いただきたいと思います。

債権放棄年月日は令和5年3月31日でございます。令和4年度に放棄しました水道料金についての報告となります。債権放棄の事由は、条例第12条第1号該当の法人の事業休止によるものが法人1社、件数が20件、金額は37万287円で年度別の内訳は記載のとおりとなっております。条例第12条第2号該当が2名の件数が26件、金額が6万6,126円で、内訳は債権者が行方不明によるものが1名の11件、金額が2万5,410円、債権者の時効の援用によるものが1名、15件、金額が4万716円となっております。年度別の内訳は記載のとおりとなっております。以上のことから、令和4年度に放棄しました水道料金の合計額は、法人1社、個人2名、合計金額は43万6,413円になるものでございます。

報告は以上となります。よろしくをお願いいたします。

---

日程第17 報告第10号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

議長（高橋浩之君） 日程第17、報告第10号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についての報告を行います。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案書23ページをご覧いただきたいと思います。

報告第10号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についてです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

次の24ページの報告第10号別紙でご説明申し上げます。

最初に、1の健全化判断比率の公表等です。これにつきましては、財政健全化法第3条に基づくもので、上の表の左から4列目以降に実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率とありますが、財政の早期健全化や再生の必要性を判断す

るためのものとして、これら4つの財政指標を健全化判断比率として定められております。本村の場合、いずれにつきましても赤字になっていないため数値として表れないハイフンの表記となっておりますが、参考までに実数値を申し上げますと、実質赤字比率はマイナス6.22%、連結実質赤字比率はマイナス28.99%、将来負担比率はマイナス18.2%となっております。実質公債費比率は、昨年度より0.1%増の5.9%となっております。

次に、下の表の2の資金不足比率の公表等です。これにつきましては、財政健全化法第22条によるもので、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して経営状態の悪化の度合いを示すものですが、法適用水道事業、法非適用下水道事業特別会計、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計、以上の3会計につきましても資金不足に該当しないため数値として表れないハイフンの表記になっているものです。こちらも参考までに実数値を申し上げますと、法適用水道事業はマイナス273.69%、法非適用下水道事業特別会計はマイナス2.98%、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計はマイナス14.5%となっております。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（高橋浩之君） ここで、監査委員から令和4年度財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査に係る意見を求めます。

和泉文雄代表監査委員、発言願います。

〔代表監査委員 和泉文雄君〕

代表監査委員（和泉文雄君） それでは、令和4年度大衡村、まず普通会計財政健全化審査意見書を述べたいと思います。これは、先ほど財政課長が申し上げた報告第10号別紙に基づいて、この審査をしたものであります。

審査の方法としまして、この財政健全化審査は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、村長から提出された令和4年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

審査の期間は令和5年7月18日から19日。

3番の審査結果ですけれども、総合意見としまして審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、比率は国が定めている早期健全化比率を下回っている、超えていないということが認め

られました。これは健全性を確保しているということでもあります。

それで、その下の各比率の状況ですけれども、この表を見ていただきたいんですけども、財政化判断比率におきましては先ほど財政課長が言ったように①から④ありまして、その比率が幾らになっているか。それから早期健全化基準とあるんですけども、これはこの数字、このパーセントはイエローカードということで認識していただきたいと思います。この数字に近くなったらイエローカードですよ、超えたらイエローカードですよということで認知していただければよろしいかと思います。さらには、その隣の財政再生基準、これはもうレッドカード、これを超えたら完璧に駄目ですよと。もうかなり財政が悪くて、国や県などの強力な関与が必要になってくるということでもあります。

それで、先ほど財政課長が言ったように令和4年度におきましては実質赤字比率も赤字なしということで数字がマイナス6.22、それから②の連結実質赤字比率についても赤字なしでマイナス28.99、それから実質公債費比率、これは3か年平均でありますけれども5.9という数字であります。

それから、4番の将来負担比率についてもマイナス18.3ということになっております。

(2)の個別意見としまして、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、将来負担比率については実質赤字になっておらず良好であるということを確認しました。それから、実質公債費比率については令和4年度の実質公債費比率は5.9%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを大きく下回り良好であると認めるものであります。

(3)是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はないということになります。

財政化健全意見については以上であります。

続いて、大衡村地方公営企業会計経営健全化審査意見書をご覧いただきたいと思えます。これも先ほど財政課長が述べたとおりでありまして、審査の方法はここに書いてあるとおりでありまして審査の期間も7月18日から19日としております。

審査結果。

(1)総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、いずれの会計における資金不足比率については国が定めている経営健全化基準を下回っているということが認められました。この審査をするというのは、先ほど財政課長も言いましたけれども、健全化の審査をするというのは赤字が大きくなってしまうと一般会計が影響を及ぼすのが大きくなるわけ

です。そういうふうにならないように、企業会計の健全化を事前にチェックするものがあります。

それから、表については、先ほどこれも財政課長が言ったとおり法適用の水道事業会計については資金不足がなくてマイナスの273.69%、あと右側の経営健全化基準というのは先ほど言ったようにこの20%、これはイエローカードですね。その下の法非適用下水道事業特別会計についても資金不足についてはなくて数字はマイナスの2.98%となっております。それから同じく法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計においても資金不足はなくて、マイナス14.53%となっております。

(2)の個別意見としまして、資金不足比率について、水道事業会計、下水道事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計、それぞれについて令和4年度の資金不足はないということでありまして、今のところ良好な状態であるということですね。

(3)は是正改善を要する事項は特になしということでありまして。

以上、意見書の報告を終わります。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

- 
- 
- 日程第18 認定第1号 令和4年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 令和4年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 令和4年度大衡村水道事業会計決算認定について

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） ここで、お諮りいたします。

日程第18、認定第1号、令和4年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第2号、令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第3号、令和4年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第4号、令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第5号、令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第6号、令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第7号、令和4年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上の7件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、日程第18、認定第1号から日程第24、認定第7号までの7件は一括議題といたします。

各議案について、それぞれ説明を求めます。

なお、説明は概要、要点についてのみを簡素に説明願います。

企画財政課長、一般会計を説明願います。

企画財政課長（残間文広君） それでは、ご説明申し上げます。

決算書1ページをご覧くださいと思います。

一般会計の要点についてご説明申し上げます。

歳入です。

1 款村税 1 項の村民税から 4 項のたばこ税まで、合わせまして収入済額は村民税と固定資産税の伸びにより前年度比 1 億 7,828 万 8,400 円増の 17 億 1,509 万 892 円、不納欠損額 2,335 万 7,403 円は村民税、固定資産税、軽自動車税の 3 税目分です。収入未済額はたばこ税を除く 3 税目分です。

2 款地方譲与税 3 項の森林環境譲与税は対前年度比 23% 増です。

6 款 1 項法人事業税交付金は前年度比 19% 増です。

10 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金は前年度比 10% 増です。

11 款 1 項地方特例交付金は前年度比 37% の減となっております。

次の 2 ページをお願いいたします。

12 款地方交付税は税収の伸び等により 7.6% の減です。

16 款国庫支出金は前年度比 13% の減ですが、主な要因は 2 項国庫補助金で増額は新型

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とマイナンバー制度システム整備費補助金、減額は令和3年度子育て世帯の臨時特別給付金です。収入未済額5,265万4,000円は繰越明許4件分で、道路橋梁費、都市計画費、災害復旧費に係る国庫補助金分です。

17款県支出金の収入未済額は、繰越明許2件分で農業費に係る県補助金分です。

19款寄附金は前年度比51%増で、一般寄附金の増によるものです。

20款繰入金は前年度比34%減で、主な要因は財政調整基金繰入金の増と3年度末に基金を統廃合したことによるものです。

21款繰越金は前年度比27%減となっております。

次の3ページをお願いいたします。

22款諸収入は23%増で、雑入の増によるものです。

23款村債は調定額で前年度比42%の減で、収入未済額4,930万円は繰越明許5件分、農業費、道路橋梁費、都市計画費と公共土木施設災害復旧費分です。

歳入合計。収入済額は前年度比9.8%減の51億4,204万1,032円、不納欠損額は2,350万9,403円、予算に対する収入率は98.1%です。収入未済額が1億7,445万7,317円、この中には繰越事業分が含まれております。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費から6項監査委員費まで、合わせまして前年度比6億8,914万368円の減で、昨年度基金の統廃合があったことが主な要因です。

3款民生費1項社会福祉費から4項災害復旧費まで、合わせまして前年度比4,880万2,951円の減です。

4款衛生費1項保健衛生費から3項上水道費まで、合わせまして前年度比1,013万3,438円の減となっております。

5款農林水産業費1項農業費、2項林業費合わせまして前年度比3,780万2,144円の減で、翌年度繰越額5,112万8,000円は農業費3件分です。

6款1項商工費、前年度比5,133万4,980円の増です。

7款土木費1項土木管理費から次の5ページの5項住宅費まで、合わせまして前年度比1億9,936万6,150円の減で、翌年度繰越額7,160万円となっております繰越事業3件分です。

8款消防費1項消防費、前年度比1,695万5,176円の増となっております。

9款教育費1項教育総務費から5項保健体育費まで、合わせまして前年度比2億

6,452万9,995円の増で、主な要因は給食センターの整備費となっております。

10款災害復旧費 1 項農林施設災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、合わせまして前年度比 1 億1,527万7,274円の増となっております。

11款 1 項公債費は、前年度比652万7,874円の増となっております。

12款諸支出金は、前年度、土地開発基金廃止に係る一般会計での買戻しがありました。が今年度は支出ありません。

13款予備費の支出もございません。

歳出合計の支出済額が49億4,535万9,036円、予算に対する執行率につきましては94.4%、歳入歳出差引残額 1 億9,668万1,996円となっており、このうち基金繰入といたしまして9,000万円を繰入れしているところです。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長、国保、後期高齢会計を説明願います。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、認定第 2 号、令和 4 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の56ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、予算現額が 5 億6,090万4,000円に対し、調定額 5 億8,414万4,943円、収入済額が 5 億6,253万2,711円、不納欠損額が459万371円、収入未済額は1,702万1,861円でございます。予算の執行率は100.29%となっております。

次に、58ページをお願いいたします。

歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額で、支出済額は 5 億2,449万7,107円、不用額は3,640万6,893円でございます。予算の執行率は93.51%となっております。

歳入歳出差引残額は3,803万5,604円となり、そのうち基金繰入額は2,000万円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、歳入は決算書の事項別明細書で、歳出につきましては決算説明資料にてご説明申し上げますので決算書61ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税でございますが、調定額 1 億756万3,506円に対し収入済額 8,595万1,274円、収納率は79.91%となり前年度より1.63%の増でございます。不納欠損 459万371円は13名分でございます。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金、収入済額 4 億416万7,988円につきましては、1 節



普通交付金として保険給付費相当分と2節特別交付金で備考欄記載の5件の交付金、負担金等でございます。

2目災害臨時特例補助金は、東日本大震災による被災者の一部負担金免除に係る補助金でございます。

62ページをお願いいたします。

5款1項1目一般会計繰入金は保険基盤安定分などの法定繰入分でございます。

2項基金繰入金につきましては、財政調整基金からの取崩し分と令和4年度をもって廃止いたしました出産費貸付基金からの戻入れ分でございます。

6款繰越金は前年度決算繰越金で、7款諸収入は一般被保険者の延滞金、交通事故による求償事務委任による第三者納付金、資格喪失後に受診した者の返還金等でございます。

それでは、決算説明資料をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

229ページをお願いします。

項目一般管理費、科目1款1項1目でございますが、一般管理事業として主なものは職員1名分の人件費並びに事務費等で、国保情報データベースシステム被保険者マスター等の保守料などが主なものでございます。

次に、連合会負担金1款1項2目連合会負担事業でございますが、国保連合会への運営費に対する負担金でございます。

賦課徴収費1款2項1目賦課徴収事業につきましては、国保税の賦課徴収に係る帳票印刷、郵便料、コンビニ収納に係る手数料及びシステムレンタル料などの費用でございます。

230ページをお願いいたします。

納付奨励費1款2項2目納付奨励事業でございますが、各納税貯蓄組合に対する納税奨励金及び納税貯蓄組合連合会への運営費補助金でございます。

運営協議会費1款3項1目運営協議会事業につきましては、村の国保運営協議会委員6名に対する報酬等や宮城県国保運営協議会連絡会市町村分担金でございます。

療養諸費2款1項につきましては、1目一般被保険者療養給付費、2目一般被保険者療養費、これらに係る3目審査支払手数料分になります。前年度比4,686万4,345円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

高額療養費 2 款 2 項 1 目でございますが、70 歳未満の方と 70 歳以上から 75 歳未満の方とそれぞれ自己負担額の限度額が定められており、自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた部分が高額療養費となるものでございます。前年度比 976 万 8,524 円の増となっております。

出産育児諸費 2 款 4 項 1 目については、出産件数 4 件分でございます。

葬祭諸費 2 款 5 項 1 目につきましては、国保の被保険者が死亡され葬祭を執り行った方へ 1 件当たり 5 万円を支給するもので 9 件分を支給しております。

次のページをお願いいたします。

一般被保険者医療給付費分納付金 3 款 1 項 1 目、次の一般被保険者後期高齢者支援金分納付金 2 項 1 目、そして介護納付金 3 項 1 目の 3 件につきましては、県が医療費や所得水準により決定した納付金でございます。

共同事業拠出金 4 款 1 項 1 目につきましては、退職者医療制度に対する拠出金でございます。

保険事業費 5 款 1 項 1 目保健衛生普及費につきましては、レセプト点検員の人件費と保険証更新時に同封する各種パンフレット代や医療費通知、ジェネリック差額通知作成委託料などがございます。

2 目疾病予防費は、脳ドック助成 12 名分でございます。

特定健康診査等事業費 5 款 2 項 1 目につきましては、特定健康診査と特定保健指導業務に係る委託料でございます。健診受診者数は 509 名でございます。

次のページをお願いいたします。

基金積立金 6 款 1 項 1 目は、財政調整基金の利息相当分の積立てと出産費資金貸付基金の廃止により財政調整基金への積立て分でございます。

諸支出金 8 款につきましては、保険税の歳出還付と県補助金の返還金分でございます。

国保につきましては以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療になります。

認定第 6 号、令和 4 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の 98 ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、予算現額 6,457 万 8,000 円に対し、調定額 6,566 万 5,636 円、

収入済額6,504万8,829円、不納欠損額13万2,000円、収入未済額48万4,807円となり、予算の執行率は100.73%で前年度比685万8,349円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出合計の予算現額は歳入と同額で支出済額6,420万3,778円となり、不用額は37万4,222円でございます。予算の執行率は99.42%、前年度比630万4,938円の増でございます。

歳入歳出差引残額は84万5,051円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、歳入は決算書の事項別明細書で、歳出につきましては決算説明資料にてご説明申し上げますので決算書102ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料でございますが、調定額4,382万5,880円に対し収入済額4,320万9,073円で、収納率98.59%で前年度より0.13%の増でございます。不納欠損額13万2,000円は4名分でございます。

特別徴収保険料については収納率100%、普通徴収保険料については収納率96.95%となっております。

3 款 1 項一般会計繰入金で、1 目 1 節事務費繰入金は職員1名分の人件費及び事務費等で、2 目 1 節保険基盤安定繰入金につきましては低所得者に係る軽減分及び被扶養者に係る均等割額の軽減分に対する繰入れでございます。

4 款繰越金は前年度決算繰越金で、5 款諸収入につきましては延滞金分となっております。

続きまして、決算説明資料をお願いいたします。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

ページは、243ページをお願いいたします。

項目一般管理費 1 款 1 項 1 目一般管理事業につきましては、職員1名分の人件費及び事務費でございます。

徴収費 1 款 2 項 1 目徴収事業につきましては、納税貯蓄組合への奨励金、帳票等の印刷代、郵便料、事務機借上料などが主なものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金 2 款 1 項 1 目につきましては、後期高齢者保険料並びに一般会計からの繰入れの保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付したものでございます。

次のページをお願いいたします。

繰出金につきましては、一般会計の繰出金でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ここで休憩をいたします。

再開を2時5分といたします。

午後 1時53分 休 憩

---

午後 2時05分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長、下水道、戸別合併処理浄化槽、水道会計の説明を願います。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、決算書69ページをお願いいたします。

認定第3号、令和4年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

初めに、歳入でございます。

予算現額2億3,556万3,000円に対しまして収入済額2億3,448万7,147円、不納欠損額3万9,930円、収入未済額39万2,980円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

予算現額は歳入と同額で支出済額2億3,125万7,498円、不用額430万5,502円となっております。歳入歳出予算額は322万9,649円となっております。

内容につきまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

決算書73ページをお願いいたします。

歳入。

1款1項1目下水道事業負担金は、3名分の受益者負担金と糸繰ポンプ場の大和町からの負担金となっております。

2款1項1目下水道使用料収納率99.9%で、不納欠損は2名分となっております。

3款1項1目不動産売払い収入、国道4号拡幅に伴う下水道管移設工事に係る補償費分となっております。

6款ですけれども、次のページをお願いいたします。

1項1目雑入につきましては、ふるさと祭り開催経費に係る助成金となっております。

7款1項1目下水道事業債につきましては、国道4号下水道管移設工事分と公営企業

法適化移行業務に係る起債借入れ分となっております。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出について決算説明資料でご説明を申し上げます。

説明資料234ページをお願いいたします。

総務管理費です。主なものは、委託料の下水道使用料電算業務、公営企業法適化移行業務、それと、負担金補助及び交付金の吉田川流域下水道維持管理負担金、公課費の支払い消費税などが主なものとなっております。

次に、環境管理費につきましては、下水道管約64キロメートル、マンホールポンプ場13か所に係る維持管理経費となっております。主なものは需用費のマンホールポンプ場の電気料、委託料のマンホールポンプ場に係る下水道維持管理業務、流域下水道接続点及び特定事業所に係る水質検査業務などが主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。

公共下水道建設費、主なものといたしまして工事請負費の国道4号拡幅に係る下水道管の布設替工事が主なものとなっております。

次に、流域下水道建設費につきましては、吉田処理場に係る流域下水道の建設負担金分となっております。

次の公債費につきましては、令和4年度末現在、未償還元金8億8,008万6,000円に係る償還元金及び利子となっております。

下水道会計につきましては、以上となります。

続きまして、浄化槽会計につきましては91ページをお願いいたします。

認定第5号、令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計の歳入歳出決算についてでございます。

初めに、歳入でございます。

予算現額4,503万8,000円に対しまして、収入済額4,359万9,514円、収入未済額16万100円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

予算現額は歳入と同額で支出済額が4,103万2,783円、不用額が400万5,217円となっており、歳入歳出差引残額は256万6,731円となっております。

内容につきまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

95ページをお願いいたします。

歳入の1款1項1目合併処理浄化槽分担金につきましては、2期分の受益者分担金です。

2款1項1目合併処理浄化槽の使用料につきましては、令和4年度末現在396基に係る浄化槽使用料で収納率は99.1%となっております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金につきましては、浄化槽3基分に係る交付金で補助率3分の1となっております。

6款諸収入につきましては、次のページの消費税の還付金となっております。

7款村債につきましては、浄化槽新設3基分と災害復旧工事費並びに公営企業法適化の移行業務に係る起債借入れ分となっております。

歳入につきましては以上となります。

歳出につきましては、決算説明資料でご説明を申し上げます。

242ページをお願いいたします。

合併処理浄化槽管理費でございます。こちらは令和4年度末現在396基に係る浄化槽維持管理経費で、主なものは需用費のプロアー修繕等に係る修繕料、役務費の法定検査手数料、委託料の保守点検清掃業務と浄化槽の使用料の電算業務、公営企業法適化移行業務分となっております。

次に、合併処理浄化槽建設費の主なものは、工事請負費の浄化槽新設3基分と地震災害復旧2基分となっております。

次に、公債費につきましては令和4年度末未償還元金8,089万4,000円に係る償還元金及び利子分となっております。

浄化槽会計につきましては、以上となります。

続きまして、水道会計について106ページをお願いいたします。

認定第7号、令和4年度水道事業会計決算報告でございます。

初めに、収益的収入及び支出の収入についてでございます。

第1款事業収益といたしまして、予算額2億5,471万7,000円に対しまして決算額2億6,411万129円。内容といたしましては、第1項営業収益につきましては主なものが水道使用料で前年度比12%増となっております。

2項営業外収益の主なものは、水道加入金、雑収益、長期前受金、戻入などとなっております。雑収益には今年度加入金の口座解約に伴う収入が含まれております。

3項の特別利益につきましては、過年度水道使用料1件分となっております。

次に、支出でございます。

第1款事業費用、予算額2億3,802万2,000円に対しまして決算額2億2,569万5,122円となっております。内訳といたしまして、第1項営業費用の主なものは、受水費、施設の保守点検委託料、修繕費、人件費などとなっております。

2項営業外費用につきましては、主なものといたしまして企業債の利息支払い消費税分となっております。

3項特別損失につきましては、不納欠損3名分となっております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入についてです。

第1款資本的収入、予算額904万3,000円に対しまして決算額1,028万1,439円。内訳といたしまして、開発負担金4件分と第2項の工事負担金は国道4号拡幅に伴う水道管移設工事に係る国からの補償金分となっております。

次に、支出についてでございます。

第1款資本的支出の予算額5,087万3,000円に対しまして決算額4,969万2,557円。内訳といたしまして、第1項建設改良費の主なものは、中央監視装置のリース料、戸口第2配水池の水位計の更新工事、持足幹線の布設替工事、国道4号拡幅に伴う水道管の移設工事などとなっております。

第2項企業債償還金につきましては、令和4年度末未償還元金1億5,449万5,000円に係る償還金となっております。

次のページをお願いいたします。

損益計算書についてでございます。

令和4年度の損益計算といたしましては、営業利益、経常利益とも記載のとおり黒字となっております。最終的な下から3行目になります当年度純利益につきましては3,643万9,282円の黒字となっております。

次のページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書についてでございます。

令和4年度中の資金の動きについてでございますが、令和4年度中の資金の増額が下から3行目になります1,987万3,447円となりまして、令和4年度末の資金残高は一番下

です、5億5,797万584円となっております。

次のページをお願いいたします。

余剰金計算書についてでございます。

4番の余剰金計算書につきまして、当年度の変動額につきましては開発負担金の受入れと当年度の純利益を合わせまして3,962万594円の増額であったことから、当年度末の残高は前年度比4.7%増の8億7,967万3,435円となっております。下の表(5)の余剰金処分計算書は表のとおりで、当該年度の処分はありませんでした。

次のページをお願いいたします。

貸借対照表についてでございます。

まず1番の固定資産の合計額ですけれども、前年度比1.9%減の9億3,996万3,523円でした。2番の流動資産の合計額は下から2行目です。前年度比3.8%増の5億8,992万5,337円となっております。

隣のページでございます。

負債の部の合計額といたしましては、前年度比5.3%減の6億5,021万5,425円となっており、その下の表です。資本の部の合計といたしましては前年度比4.7%増の8億7,967万3,435円となり、負債資本の合計額は一番下のところでございますが前年とほぼ同額の15億2,988万8,860円となっております。

次のページをお願いいたします。

(7)の重要な会計方針に係る事項に関する注記及び次ページ以降の附属資料は、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長(高橋浩之君) 次に健康福祉課長、介護保険会計の説明をお願いします。

健康福祉課長(金刺隆司君) 令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

77ページをお開き願います。

歳入予算現額合計6億9,272万1,000円、調定額6億9,594万7,375円、収入済額6億9,331万4,801円、不納欠損額28万2,440円、収入未済額235万134円となっております。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。

歳出予算現額に対しまして歳出済額6億4,640万4,215円で、歳入歳出差引残額は



4,691万586円となっております。

内容につきましては、事項別明細書と決算説明資料でご説明申し上げます。

81ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、収納率は現年度分が99.58%、過年度分9.85%となっており未納者数は29名でございます。

3款1項1目介護給付費負担金、法定負担率は給付費の居宅サービス分が20%、施設サービス分が15%となっております。

2項1目調整交付金、標準給付費に対する交付割合は4.02%となっております。2目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）補助率25%、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）は補助率は38.5%となっております。

次のページをお開き願います。

5目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援や重度化防止などの取組支援に対する交付金となっております。6目保険者努力支援交付金は、介護予防日常生活支援総合事業等の取組支援に対する交付金でございます。7目その他補助金・交付金は、介護保険システム改修に係る補助金となっております。

4款1項1目介護給付費交付金、40歳から65歳未満の第2号被保険者保険料に係る分で負担率は27%でございます。2目地域支援事業交付金、負担率は同じく27%となっております。

5款1項1目介護給付費負担金、在宅分12.5%、施設分17.5%の負担率となっております。

3項1目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、補助率は12.5%。

次のページをお開き願います。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）補助率は19.25%となっております。

7款1項1目介護給付費繰入金、法定村負担分は12.5%相当となっております。2目その他一般会計繰入金、職員1名分の人件費及び事務費の繰入れとなっております。3目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）は負担率が12.5%です。4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は負担率19.25%です。5目低所得者

保険料軽減繰入金は保険料軽減分で、6目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・社会保障充実分）は負担率19.25%となっております。

次のページをお開き願います。

8款1項1目介護サービス計画収入、要支援者1、2に係るケアプラン収入でございます。

9款1項1目令和3年度決算に係る繰越金でございます。

10款3項2目雑入、2節後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金事業のうち後期高齢者の割合相当分に係る補助金でございます。

続きまして、歳出でございますが決算説明資料の236ページをお開き願います。

総務管理費です。一般管理事業の主なものは職員1名分の人件費及び委託料でございます。続きまして、制度改正に伴うシステム改修費と介護保険の事業計画の策定分でございます。

徴収費でございます。賦課徴収費、賦課徴収事業と納入奨励事業分で、保険料賦課徴収に伴う各種帳票等の印刷代、郵便料、コンビニ納付、ソフトウェアレンタル料が主なものでございます。

次のページをお開き願います。

認定審査会費は、認定調査等の事業と認定審査会共同設置事業でございます。主なものは、介護認定調査員の報酬及び主治医意見書の作成料、一部事務組合に対する介護認定審査会の共同設置負担金でございます。

運営協議会費は、介護保険運営委員会の報酬並びに費用弁償でございます。

介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費から次のページの地域密着型介護サービス給付費に係る介護サービス区分ごとの給付費でございます。

高額介護サービス等費は、高額介護サービス等費償還分1,046件、現物支給120件、次のページをお開きいただきまして高額医療合算介護サービス費60件分の給付費となっております。

その他諸費は、介護給付費支払い審査に係る手数料分でございます。

特定入所者介護サービス等費は、入所施設利用者の食費、居住費の負担限度額を超える分の補足給付でございます。

介護予防生活支援サービス事業費の主なものは、総合事業の訪問サービス、通所サービスに係る介護予防生活支援サービスの負担金と予防ケアプラン作成システムに係る経費でございます。

一般介護予防事業費は保健師1名分の人件費となっております。

包括的支援事業・任意事業は、総合相談事業と次のページの任意事業でございます地域包括支援センター運営委託料とひとり暮らしの老人の配食サービス、介護者の集い、紙おむつ支給事業が主なものでございます。

その他諸費は、総合事業の審査に係る手数料でございます。

基金積立金は介護給付費準備基金への積立てで、年度末の基金残高は1,794万9,000円となっております。

償還金及び還付加算金は、令和3年度分の国県及び支払い基金への精算による返還金でございます。

次のページをお開き願います。

繰出金は、令和3年度一般会計へ繰入金の精算を行うものでございます。

介護保険事業勘定特別会計についてのご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） ここで、監査委員から令和4年度各種会計決算審査に係る意見を求めます。

和泉文雄代表監査委員、報告願います。

〔代表監査委員 和泉文雄君〕

代表監査委員（和泉文雄君） それでは、令和4年度大衡村各種会計決算審査意見書に基づいて述べたいと思います。

まず1ページをお開き願います。

第1、審査の対象は一般会計及び特別会計決算、1から9までありますけれども、1から6までの会計と9の大衡村水道事業会計、以上7つの会計を対象として決算の審査を行いました。7番と8番については各課から提出された調書、それに基づいて審査を行っております。

第2、審査の期間でありますけれども、令和5年6月26日から令和5年7月28日の間で行っております。

第3、審査の方法。村長から提出された令和4年度各種会計歳入歳出決算書及びその附属書類について、関係法令に準拠して調製されているかを確認し、それらの計数を会計管理者所管の諸帳票及び担当課から提出された決算資料等を照合するとともに、担当課長及び担当職員から説明を受け、聴取を受け、さらに例月出納検査の結果を踏まえて

実施したものであります。

第4、審査の結果ですけれども、令和4年度におきまして、令和4年度もコロナウイルス対策感染により例年ベースである事業が行われてない、そういう中での決算でありました。審査の結果、審査に付された各種会計歳入歳出決算書及びその附属資料を審査した結果、いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数は関係諸帳簿と符合し正確であり、予算執行状況についても正確になされていると認めております。

決算の概要及び意見は次に述べるところであります。

1、決算の総括。先ほど各種会計の説明は各課長からありましたけれども、一応読ませていただきます。令和4年度一般会計を概観すると、前年度に比べて歳入は5億5,884万円、去年と比べて9.8%減の51億4,204万1,000円。歳出は6億5,426万8,000円、昨年度11.7%減の49億4,535万9,000円。歳入歳出差引きは1億9,668万2,000円となり、そのうち繰越明許費財源が1,989万4,000円と基金積立金9,000万円を差し引いた8,678万8,000円が令和5年度への純繰越しとなっております。

ここで、歳入がなぜ減になったかというのをちょっと述べさせていただきます。村税、先ほど説明ありました村税は増加になっているんですけれども、繰入金の減、それから国庫支出金の減、あと地方債の減、それから地方交付税の減、それらを合わせて9.8%の減ということになっております。それから、歳出の減は昨年度は令和3年度は基金を廃止して新しく基金を積んだということがありまして、積立金が昨年うんと多かったんですね。それが令和4年度はその積立金というのがなくなっております。増の中には給食センター建設費が2億6,268万8,000円というのが増になっています。また、令和4年7月に集中豪雨がありまして、それに係る経費が増になっております。それらを含めましても昨年度よりも11.7%の歳出は減となっている次第であります。

次のページです。

ちょっとはしよりますけれども、この中で3行目の経常収支比率、後で出てきますけれども、経常収支比率が前年度の90.6%よりも3.3%増の93.9%となっております。経常収支比率は75%以下が望ましいということになっておりますけれども、それにしてもちょっと多いという数字、パーセント提示になっております。今後とも、経常的経費の削減に努力させていただきたいと思っております。

飛びまして、決算額では自主財源が1億5,308万3,000円の減で25億円。これも後で出てきますけれども25億10万4,000円。依存財源が4億575万7,000円の減の26億4,193万

6,000円となっており、本年度の自主財源と依存財源の構成比率は昨年度に比べて依存財源から自主財源へ2.1ポイント移行しております。自主財源比率は48.6%、依存財源比率は51.4%となっております。後のページ、13ページ表6に載っていますけれども、後でご覧いただきたいと思います。それから自主財源で、先ほど言いましたけれども村税の中の固定資産税と法人村民税は増になっているが繰入金は基金の繰入れが少なかったために減という自主財源の減の要因となっております。下のほうになりますけれども、支出もますますこれから増加すると見込まれておりますので、今後、計画的にコスト削減を図り、限られた予算で効果的、重点的事業を進めるよう、より一層取り組んでいただきたいと思っております。

以上が総括であります。

第5の決算審査にあたり、その他改善及び要望する点について。

1、税の滞納整理について。これは滞納整理については、令和4年度も引き続き県の地方税滞納整理機構に職員1名を派遣しており、村で徴収困難な案件23件を移管しているということです。その内容が、本税が962万4,386万円に対して納付額が348万7,089円となっているということでした。それから、前々からやっております仙台北県税事務所と富谷黒川4市町村で共同組織しているチーム等々においても、昨年度も引き続き職員同士がスキルアップを目指して一生懸命頑張っているという話もありました。また、村税等縮減対策本部会議においては、おのこのいろんな各税料、それぞれ収納目標を設定して、お互いに重複する滞納者に対しては関係課連携して徴収の強化に当たっているという報告もありました。

2、不納欠損額について。先ほど財政課長から決算の報告がありましたけれども、令和4年度において、全会計なんですけれども不納欠損額の総額が2,899万557円。前年度は267万8,956円ということで、大幅に不納欠損が増額しているわけです。これは、地方税法及び私債権管理条例に基づき適正に不納欠損処理をされたものでありますが、今後とも関係法令に基づき、滞納者個々の実態を把握し債権の適切な管理及び処分に努めてほしいと思います。結局、何もしないで不納欠損ということにならないように徴収努力を尽くしていただきたいと思います。昨日の村長の答弁の中にも財源確保ということが出ましたけれども、税については自主財源の根幹となるものでありますから収入の確保に一層努力していただきたいと思っております。

次、3、不用額について。予算から支出額を引いた額を不用額と言っていますけれど

も私はこの不用額という言葉が嫌いで、財政用語上不用額となっていますけれども不用というものは要らなくなったものではないのですね。だから、ちょっとこの不用額という言葉は嫌いなんですけれども一応財政用語上不用額となっています。

一般会計の歳出において不用額が1億4,711万8,964円という大きな数字になりました。昨年度に比べて8,067万2,276円増加したということになって、これは何か、なぜかということなんですけれども、当初、補正予算の適正な見積りがなされてない、あるいは積算する補正がきちんとされてないということで監査委員としては疑念を抱く、中には事務事業も身受けられたということでもあります。ここに補正をしたのに不用額を出したという事業もあった。このように不用額を多く出すということは予算の効率執行上好ましくないことから、その要因を明らかにしていただきたいと思います。あくまでも公会計というのは単年度収支なので、ちょっとその辺を考えてこれからの決算に当たっていただきたいなと思っております。

また、その下の財政調整基金1億4,000万円の繰入れがされている中で、歳入歳出差引残額が1億9,668万996円となったことは予算執行上好ましくない。これは先ほど令和5年度の一般会計の、先ほど補正の中で鈴木議員がちょっと質問した内容ですけれども、財調を1億4,000万円取り崩しているんですね。この差引残額が1億9,668万1,996円。先ほど5年度の一般会計で補正しましたが、こういったことではちょっと予算執行上好ましくないんじゃないかということに対して、この意見の中に述べさせていただいております。

4、財政計画について。これは収支の見通しですけれども、財政当局では財政計画というのを作成しているんですけれども、中期、長期の財政の見通しを立ててつくっているんですけれども、この財政シミュレーションをもっとリアルな現実的な数字をもって随時つくったらどうかということで、ここに述べさせていただいております。持続可能な行政運営を確保するため、多様な社会変化に合わせ、村民ニーズに的確に直接に対応することが大事であり、その中で安定した財政運営を行うには、財政収支の試算を行い、財源確保に努め事務事業の見直しなどをする必要があると思います。

5番、体育施設の管理について。体育施設の管理の中でときわ台多目的運動広場の利用状況が隣接するおおひら万葉こども園が通年使用許可を受け利用しており、一般住民の利用は全然ないということでありました。これは、前に議会でもちょっと話題になりましたけれども、これは監査委員としてはこのような状態で一般住民が利用できない状

態でいいのか。それだったら普通財産とかにして、もうこども園に直接貸付けしたらどうかという意見も述べました。この辺はちょっと考えていただきたいということです。

6番、公用車の管理について。公用車の管理については、購入時作成の機械器具台帳はちゃんと整理されているんですが、その後、その後ですね、故障や事故など修理を伴うそれが記載されていない。買ったときの台帳のデータはあるんですけども、その後が全然記載されていないので、そういったことです。今ある機械器具台帳でもよろしいですから、記録簿、括弧して車歴簿としていますけれども、そういったものを作成してはどうかということで検討していただきたいということでもあります。

7、職員研修について。これについては昨日です。昨日、細川議員の一般質問の中にもありましたが、職員研修については研修会負担金17万4,790円の負担により宮城県市町村職員研修所実施の階層別研修へ4人、これは新規採用職員を除いていますけれども、それと非債権管理回収研修への1人が参加しているが、職員研修計画を見直し中長期的に専門研修や中央研修へ積極的派遣を推進し、職員のスキルアップに努められたいということでもあります。

8番、国民健康保険税について。国保税については、収納率が前年度の78.3%より1.6%の増、79.9%になって僅かではありますが伸びていますけれども、近年は70%台の収納率になっており大変心配されるところであります。安定的な国保運営を継続するためにも、引き続き滞納者への納付指導を行い、適正な徴収事務に努め収納アップにつなげられたい。特に国民健康保険税については相互扶助ということでもありますので、負担の公平さを図るためにも滞納処理の強化を図っていただきたいと思っております。

次のページです。

9番、在宅医療と介護連携の推進について。これは平成27年度だったと思いますけれども、地域支援事業に位置づけられたはずですが。ここで団塊の世代が全て75歳となる2025年、令和7年にかけて後期高齢者の増加が見込まれ、疾病予防と介護予防との連携がますます重要になってくる。包括的継続的な在宅医療や介護等を提供することが大事であり、そのためにも在宅医療と介護連携の推進の現状を再確認し、新たな事業等を考え、今後在宅医療できる環境の整備をしていただきたいということです。多分今年か来年かな、第9期の介護保険事業計画が多分作成する、今年だったと思うんですけども、その事業計画にそういったことを反映していただけたらなと思っております。

10番、指定金融機関窓口の移転について。令和5年7月28日をもって新みやぎ農業協

同組合大衡支店は同組合の支店再編により同組合大和支店内に移転されたが、村の指定金融機関として各事務取扱に支障がないものか、今後に向け考察されたいということです。これから、新みやぎ農業協同組合は村の指定金融機関並びに水道会計でも指定金融機関となっています。その辺、ちょっといろいろ今後考えていったらどうですかということです。

11番、前年度指摘事項の未改善事項への対処について。平成28年度策定の大衡村公共施設等総合管理計画に基づいた個々の実施計画の策定については、令和5年3月策定の実施計画へ地域の事項もあるが緊急性や重要性を精査しながら引き続き計画されたい。また、前にも言っていましたけれども、大衡村財務規則第164条第3項に定める物品の品名の改定についても早急に見直しをされたいということです。

次の第6決算の概要については、次のページ、水道事業を除く決算の概要は次の表1になっていますので、その辺は見ていただきたいと思います。5ページからの表は後、じっくりと見ていただければと思います。その中でも、8ページの財政分析指標とあるんですけれども、ここで、先ほど言いましたけれども経常収支比率が伸びている。これちょっと財政当局に聞いたら、なぜ伸びたのかということなんですけれども、ここで分母と分子あるんですけれども、分子のほうの経常経費に充当している一般財源、ここが光熱水費が伸びたために経常的支出が増えている。そのために、当然経常収支比率が大きくなったんだよという説明を受けております。

あと次のページ、歳出決算額は先ほどの決算書のとおりですね。

それから11ページの数字は、これは目的別の歳出となっております。この表については各自見ていただきたいと思います。

18ページの国民健康保険税、国民健康保険事業勘定特別会計でありますけれども、ここで、下のところに平均世帯数、被保険者数がともに減少しているんですね。しかし、ここで歳出の欄を見ますと保険給付費が昨年度と比べると伸びているんですよ。世帯数と被保険者が減になっているのに保険給付費が増となっている。この辺、給付費の抑制にこれからますます努めていただきたいなと思うところであります。これは、国庫データベースというのがあるんですけれども、それを活用して特定健診や保健指導等を通じて被保険者の健康維持とか増進を図っていただきたいと思っております。21ページの表15を見ていただくと分かるんですけれども療養給付費が伸びている。それから、表16の高額療養費についても大きく伸びているということです。



あと下水道、22ページ。下水道事業会計については例年どおりなんですけれども、令和6年度から下水道事業と合併処理浄化槽は企業会計になるということなので企業会計になる準備はスムーズにやっていただきたいなと思っております。

介護保険もこれを読んでいただければよろしいかと思えます。介護保険は25ページなんですけれども、先ほどの5年度の補正にありましたけれども、歳入歳出差引きが4行目ですけれども4,691万1,000円となった要因は保険給付費が見込みより伸びなかったためであり、残額4,691万1,000円のうち3,826万8,000円が令和5年度で返還になるということです。先ほど、令和5年度の介護保険の補正にこれが出てきております。

あと34ページになります。水道事業会計ですけれども、水道事業会計については概要をちょっと読んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、令和4年度末における給水戸数は1,699戸、給水人口は前年度より76名減の5,557名で普及率は98.7%となっており、年間総給水量は85万9,616立方メートルとなり前年度より5,519立方メートルの増となった。それから、その下の給水量から無効水量や無収水量を差し引いた68万368立方メートルが有収水量となり、有収率は前年度より1.3ポイント増の79.2%となっているということで、よろしいかなと思っております。

それから次のページで、34ページのイの水道事業収益とロの水道事業費が出てきて、水道事業費の下に収益、先ほどありましたけれども収益というのが2億4,315万9,000円。これが水道事業の収益の合計でありまして、そして費用が水道事業費の費用2億672万円を差し引いた3,643万9,000円が当該年度の純利益となっており、前年度対比3,335万7,000円の増となっておりますという説明ありました。

それから、③の資本的収入及び支出の一番下なんですけれども、先ほど都市建設課の課長からも説明あったんですけれども、不足額を過年度損益勘定留保資金で補填しているという分があるんですけれども、過年度損益留保資金もあって確保できているということは今のところ健全な水道事業の経営がなされているのかなと言えらると思えます。

以上、簡単ですが説明となります。

それから、ちなみにこの決算意見書を基に8月22日に村長をはじめ三役、それから各課の課長及び各課の課長補佐にお集まりいただいて、その中で決算公表ということで題しまして、この意見書を基に報告会を開催しているところであります。付け加えて申し添えます。

以上です。終わります。

議長（高橋浩之君） ご苦労さまです。

これより、ただいま代表監査委員から説明のあった決算審査意見書に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている令和4年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、議長を除く全議員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと思います。

なお、決算審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会へ付託したいと思います。これに異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、令和4年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

ここで、お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託しました7件の議案審査については、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月15日まで終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の審査は、来る9月15日まで終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、決算審査特別委員会委員長、副委員長を選任していただくため暫時休憩します。

再開は、委員長、副委員長が決定次第開きますので暫時休憩したいと思います。

午後 2時58分 休 憩

---

午後 3時06分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

委員長に小川克也君、副委員長に遠藤昌一君が選任されました。

ここでお諮りします。決算審査特別委員会並びに議案審査のため、9月8日から9月14日までの7日間を休会としたいと思います。これに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

なお、9月15日の会議は決算審査特別委員会終了後に開会することにいたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時07分 散 会